

## 計画段階配慮手続について

### 1 計画段階配慮手続とは

現在の環境影響評価制度は、事業計画が固まった段階、つまり「事業の実施段階」から手続が開始される制度となっている（いわゆる「事業アセス」という）。事業アセスでは、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。

このため環境省では、平成 23 年 4 月公布の環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、事業の位置・規模等の複数案について調査、予測及び評価を行うなど、事業実施のより早い段階（計画段階）での環境配慮を可能とする仕組みとなる計画段階配慮（配慮書）手続を導入したところである。

### 2 改正法における計画段階配慮手続

#### (1) 調査・予測・評価の実施方法

- 事業の位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を原則設定
- 調査、予測及び評価は、設定された複数案ごとに実施
- 重大な環境影響を比較整理することによる評価
- 調査は、原則として既存資料により実施 など

#### (2) 意見聴取する場合の方法（努力規定）

- 一般（住民等）及び当該事業に係る地方公共団体からの意見聴取を実施
- 複数の各案の関係地域でそれぞれ実施

### 3 改正条例における配慮書手続（案）

#### (1) 対象事業

- ・ 現行の条例対象事業は全て対象とする（今回の改正で風力発電事業も条例対象事業とする予定であることから、当該事業も配慮書手続の対象となる）。
- ・ 改正法では、法の第二種事業を実施しようとする者に対する配慮書手続は、任意規定となっている。このため、当該手続を行わないこととした事業者に対しても、条例に基づき配慮書手続を課す。

#### (2) 実施時期

事業実施のより早い段階（事業計画の検討段階）

#### (3) 配慮書の作成等

改正法に準じて、計画段階配慮事項について検討を行った結果について、配慮書を作成し、市長に提出する。市長は、提出された配慮書を公表する。

#### (4) 配慮書に対する意見

- ・ 市長は、配慮書について、必要に応じて専門家の意見を聴き、現行の方法書や準備書手続と同様に環境の保全の見地からの意見を述べるができるようにする。
- ・ 市長は、必要に応じて、配慮書に対する一般（住民等）からの意見聴取を行うものとする。